

亀山市消防本部告示第 2 号

亀山市患者等搬送事業者の認定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 7 日

亀山市消防長 豊田 達也

亀山市患者等搬送事業者の認定等に関する要綱の一部を改正する告示

亀山市患者等搬送事業者の認定等に関する要綱（平成 2 5 年亀山市消防本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（ <u>患者等搬送事業</u> の休止等） 第 8 条 〔略〕 （認定事業者の責務） 第 2 0 条 〔略〕 <u>2 認定事業者は、患者等搬送事業に</u> <u>関し、消防長から求めがあったとき</u> <u>は、消防長に報告するものとする。</u> （患者等搬送事業の基本原則） 第 2 1 条 患者等搬送事業の基本原則 は次のとおりとする。	（ <u>事業</u> の休止等） 第 8 条 〔略〕 （認定事業者の責務） 第 2 0 条 〔略〕 [項を加える。] （患者等搬送事業の基本原則） 第 2 1 条 患者等搬送事業の基本原則 は次のとおりとする。

(1) 及び (2) [略] (3) <u>患者等搬送事業</u>の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守すること。 (事業案内の表現) 第29条 患者等搬送事業者は、<u>患者等搬送事業</u>に係るパンフレット等事業案内において、自らが行政機関に属する救急隊と同等の活動ができるかのような表現をしてはならない。 (認定事業者の調査) 第32条 消防長は、少なくとも年1回以上認定事業者に対し、認定基準の<u>履行状況等</u>について調査するものとする。 2 [略]	(1) 及び (2) [略] (3) <u>事業</u>の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守すること。 (事業案内の表現) 第29条 患者等搬送事業者は、<u>その事業</u>に係るパンフレット等事業案内において、自らが行政機関に属する救急隊と同等の活動ができるかのような表現をしてはならない。 (認定事業者の調査) 第32条 消防長は、少なくとも年1回以上認定事業者に対し、認定基準の<u>履行状況</u>について調査するものとする。 2 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第 5 号、様式第 1 0 号及び様式第 1 1 号中「亀山消防署」を「消防総務課消防総務グループ」に、「0 5 9 5－8 2－9 4 9 3」を「0 5 9 5－8 2－9 4 9 1」に改める。

様式第 1 4 号及び様式第 1 6 号中
「 押 出
スタンプ
亀山市消防本部」を「 亀山市
押出印」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。